

中学生に多い消費生活相談事例(令和5年度京都府)

中学生の消費生活相談件数 1位はインターネットゲーム

令和5年度 京都府における消費生活相談件数(商品・役務別で主なもの)

| 1位 | | 2位 | | 3位 | | 4位 | |
|--|-----|--|----|----------------------------|----|----------------------------|----|
| インターネットゲーム (ゲームと、投げ銭や電子コミック購入を行った3件を含む) | 41件 | 娯楽等情報配信サービス (カラオケアプリ、アダルトサイト、音声ライブ配信、動画配信サービス等) | 6件 | 化粧品 (美容液、歯磨き粉、ファンデーション) | 5件 | 健康食品 (サプリメント(美容、筋力増強等)) | 4件 |

令和5年度に京都府内の消費生活相談窓口に寄せられた、契約当事者が中学生の相談事例
全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET) 令和6年7月検索

1位 インターネット(オンライン)ゲームの相談事例

【事例1】ゲーム課金 ※1

※1 キャラクターやアイテム購入等のポイントや料金の支払い

子どもから、自分のスマホで友達とゲームをして12万円の課金をしたと申告された。子どものスマホを親のスマホと紐づけ、キャリア決済ができるように設定していた。対処方法を教えて欲しい。

【事例2】ゲーム課金

子どもが、親の古いスマホでゲームをして150万円の課金をしていた。スマホは親のアカウントで使用し、クレジットカードと紐づけされていた。子どもは18歳以上と詐称したようだ。プラットフォーム事業者※2とゲーム会社に事情を説明して返金を求めたが、返金対応外と言われてしまった。

※2 インターネット上でゲームコンテンツを配信するとともに、有料コンテンツの取引の場を運営する事業者

【事例3】ゲーム課金

子どもが親のスマホで、3日間で2種類のゲームに10万円の課金をしていた。スマホにはクレジットカード情報を登録していなかったが、子どもがスマホ決済アプリと紐づけて決済設定をしたようだ。プラットフォーム事業者からは1種類のゲームしか取消しを認められなかった。

【事例4】ゲーム課金、投げ銭 ※3

※3 配信者等を応援するための課金機能

子どもが親の承諾なく、ギフトカードをコンビニなどで購入して、ゲーム課金や動画共有 SNS で投げ銭をしていた。ギフトカードで25万円、電子決済で500円ほど決済をしたようだ。

2位 娯楽等情報配信サービスの相談事例

【事例5】アプリへの課金(カラオケアプリ)

子どもがお年玉で中古スマホを購入し、親と祖母のクレジットカードで、カラオケアプリに総額60万円課金していた。

【事例6】サブスクリプション契約(有料動画配信サービス)

子どもが、見逃したドラマを見たくて、1か月の無料期間内に解約できるという動画配信サービスに申し込んでいた。無料期間内に解約したと言っているが、1か月2,189円のクレジットカードの請求が3回続いているのに気づいた。

【事例7】 ワンクリック詐欺(アダルトサイト)

子どもが自分のスマホを触っていたら、アダルトサイトのような画面に、登録 ID とともに「動画のインストールが完了しました。45万円を支払ってください」と表示が出た。すぐに解約を申し出ようと連絡先に電話したが、繋がらない。

3位～4位 化粧品・健康食品の相談事例

【事例8】 定期購入(歯磨き粉)

子どもが、スマホの広告から1回だけのお試しのつもりで、ホワイトニングができるという歯磨き粉を980円で注文したという。届いた商品と同梱の用紙で定期購入になっていると分かったので解約したい。事業者と連絡すると、「親権者の同意を得ているという欄にチェックを入れて購入されているため、取消しには応じられない。違約金が必要」と言われた。

【事例9】定期購入(筋肉増強サプリ)

子どもが、SNS の広告を見て1回だけのつもりでサプリを買ったら、2回目が届いた。初回の請求書は1,000円だったが、2回目は20,790円の請求書が入っている。販売店に問い合わせしようと電話するが、チャットでしかやり取りができないようだ。

その他の相談事例

【事例10】 偽サイト(靴)

子どもが、SNS から百貨店の偽サイトにアクセスして、靴を購入してしまった。代金は18,900円で、支払い方法は代引きとした。後で調べると、粗悪品が届く不審なサイトだったようで、百貨店の正規サイトを見ると、偽サイトの注意喚起がなされていた。契約をやめたい。

【事例11】 商品の欠陥や不具合

子どもが親のスマホでダイエットサプリを注文した。食べると、顔と体にじんましんが出た。病院に行くと、「アレルギー」との診断を受けた。

※契約当事者年齢18歳の事例です。

クーリング・オフのハガキを書いてみよう！

通信販売はクーリング・オフできません

【事例】 脱毛エステ 契約日:20××年8月1日 商品(役務)名:全身脱毛プラン
契約金額:40万円 契約企業:〇〇エステティック株式会社

昨日、18歳の子どもが脱毛エステで40万円の契約をした。2万円支払済みと言っている。クーリング・オフで取り消したいが、どうすればよいか。

「クーリング・オフ」リーフレット→

※ 令和4年6月1日から、電子メールやFAXなどで通知ができるようになりました。



京都府消費生活安全センター 京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ西館 2階

◆ 電話相談窓口

- ・消費生活相談 075-671-0004【平日午前9時～午後4時】(祝休日、年末年始を除く)
- ・若年消費者ほっとダイヤル 075-671-0044【平日午前9時～午後5時】(祝休日、年末年始を除く)

◆ 若年者向けインターネット相談窓口

- ・Under22 消費生活相談窓口

